

## 令和4年度「宮崎県防災の日」に係る防災啓発業務委託仕様書

### 1 業務の目的

宮崎県防災の日（令和4年5月22日）にあわせて、県民の防災意識の向上を目的とした防災啓発オンラインセミナーを開催するとともに、防災を日常に絡めて、県民の興味関心を惹きつける動画を制作し、より多くの方に防災について考える機会を与え、災害に対する事前の備えを啓発する。

※宮崎県防災の日

平成17年の台風14号災害を受けて、平成18年度に議員発議で制定された「宮崎県防災対策推進条例」で規定されている。

当該条例第54条第2項において、「宮崎県防災の日」は知事が定めることとされており、これを受けて知事が、梅雨入り前の5月第4日曜日を「宮崎県防災の日」と設定し、全ての県民が防災についてのチェックを行うとともに、災害に備えることとしたもの。

### 2 委託期間

令和4年4月1日から令和4年6月10日まで

### 3 委託業務の内容

委託業務は次のとおりとする。

#### (1) 防災啓発イベント「宮崎県防災の日オンラインセミナー」

- ①日 時：令和4年5月22日（日）宮崎県防災の日
- ②会 場：オンラインによる開催（事前録画による配信も可）
- ③内 容：対象を小中学生をとし、気象をわかりやすく学ぶとともに、災害の恐ろしさ、早期避難の大切さ、自分や家族の命を守ることの大切さを伝える内容とすること。  
また、小中学生の参加を促すための企画を用意すること。
- ④その他：宮崎地方气象台と共同で開催する。  
講師やコーディネーターの選定は提案事項とするが、宮崎地方气象台による講演や対談等も含めた提案とすること。

#### (2) 宮崎県防災の日のPR

宮崎県防災の日のPR及び「宮崎県防災の日オンラインセミナー」の広報、避難情報の周知を行う内容とする。

広報・周知の方法については提案事項とする。

#### (3) 動画制作

普段防災に関心がない人が防災について考えるきっかけになるように、日常のテーマから啓発する動画を制作する。

制作した動画は、YouTubeチャンネル、県広報アカウント、危機管理課Facebook等で配信する予定だが、その他有効と思われる手段があれば併せて提案すること。

- ① 動画制作本数

最低1本以上制作すること。

② 動画規格

- ア. テーマ 動画のテーマは提案事項とする。  
普段防災に関心がない人が視聴したとき、防災について考えるきっかけとなり、日常生活と防災がつながる内容とすること。
- イ. 時間 5分以上10分以内とする。
- ウ. 字幕 字幕についても可能な限り入れること。
- エ. その他 出演者等について提案事項とする。

(4) その他の防災啓発業務

その他業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。

4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項

(1) セミナーについての調整

講師、出演者の選定、企画・運営に係る一切の業務を行うこと。

(2) 事業費見積もり

費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めるものとする。

(3) 納期

成果品の納期については、別途協議の上、決定するものとする。

5 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

(4) 集客を伴うイベント実施する場合は、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。